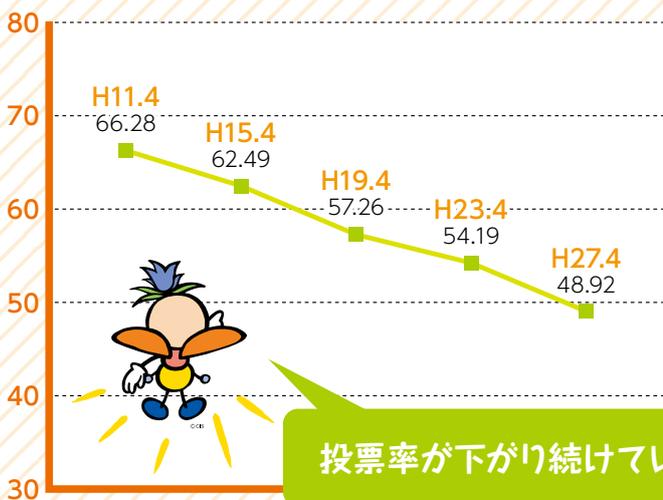


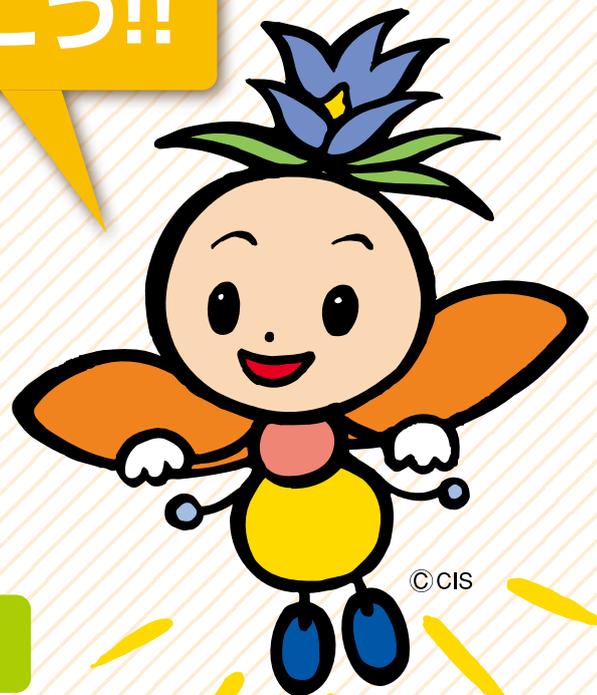
4月7日(日)は 長野県議会議員一般選挙の 投票日です!

投票に行こう!!

● 県議会選挙の投票率の推移

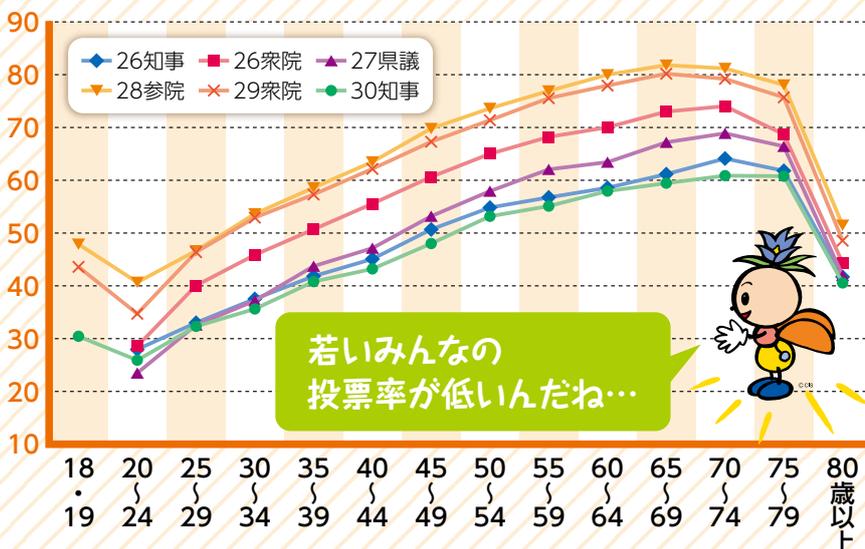


投票率が下がり続けているね…



© CIS

● 各種選挙の年齢層別投票率



若いみんなの
投票率が低いんだね…

長野県選挙啓発マスコットキャラクター

「ほたりちゃん」

「ほたりちゃん」には、「明るく、きれいで正しい」選挙が行われるようにという願いが込められています。

長野県のきれいな清流に棲み、明るく光る「ホタル」と長野県花であり、高原に咲き、花言葉でもある正義を象徴する「りんどう」をモチーフとしています。

長野県選挙管理委員会の
ホームページはこちら



教えて! ほたりちゃん

ガッツポーズ



Q だれに投票すればいいかわからないな。どうやって決めればいいんだろう?

A 選挙ポスターやビラ、選挙公報のほか、インターネットなどでも候補者の考えを知ることができるよ。よく考えて、投票先を決めよう!



● 選挙ポスター



● 候補者の
ビラ・はがき等



● 選挙公報



● 街頭演説・街宣カー



● 候補者の
HPやSNS等



● テレビ・新聞などの
マスメディアによる報道



ヤッター!



Q 4月7日の投票日は、用事があって投票に行けないわ…どうしよう?

A 投票日の前でも、期日前投票所で「期日前投票」ができるよ!



投票日に用事がある場合には、市役所や町村の役場などに設けられる「期日前投票所」で投票ができます。

期日前投票ができる期間は、告示日の翌日(3月30日)から投票日の前日(4月6日)まで。時間は、原則午前8時30分から午後8時までで、土日でも大丈夫。

投票方法も、基本的には投票日当日と同じです。



夜8時まで
投票できるなら
便利ね!

バンザイ!



Q 引っ越しして住民票もまだ移していないけど、どこで投票できるんだろう?

A 旧住所地(住民票のある市町村)に行って投票するか、新しい住所地で「不在者投票」ができるよ!

※県内に住民票がある人に限る。



1 前の住所地に行って投票をする

期日前投票

引っ越し前の市町村の期日前投票所

告示日の翌日(3月30日)から投票日の前日(4月6日)までに前の住所地の期日前投票所に行って、期日前投票を行う。

投票日当日の投票

引っ越し前の市町村の投票所

投票日の当日(4月7日)に前の住所地の投票所に行って、投票を行う。

2 現在の住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする

STEP 1

市役所・町村役場



宣誓書兼請求書

市町村選挙管理委員会から「宣誓書兼請求書」の用紙を取り寄せます。(詳しくは、市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

STEP 2



「宣誓書兼請求書」に必要事項を記載して、郵便等で引っ越し前の市町村選挙管理委員会に投票用紙などを請求します。

STEP 3



引っ越し前の市町村選挙管理委員会から投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書が郵便等で送られてきます。

STEP 4

現在住んでいる市町村の選挙管理委員会



これらを持って、現在住んでいる市町村選挙管理委員会に行って投票します。